

# 公益社団法人おおさき青年会議所 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人おおさき青年会議所（Junior Chamber International Osaki）（以下「本会議所」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会議所は、主たる事務所を宮城県大崎市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会議所は、青年の英知と勇気と情熱を結集して、地域社会の正しい発展と福祉の向上に貢献し、会員の連携と指導力の啓発に努めるとともに、国際的理解を深め、世界の繁栄と平和に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会議所は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発展に寄与し、又は豊かな人間性を育むことを目的とする事業
- (2) 地域社会の健全な発展を目的とする事業
- (3) 国際青年会議所、公益社団法人日本青年会議所及び国内外の青年会議所並びにその他諸団体と提携し、相互の理解と親善を図る事業
- (4) その他本会議所の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、宮城県主にその県北部において行うものとする。

## 第3章 会員

(構成員)

第5条 本会議所に次の会員を置く。

- (1) 正会員 大崎市及びその周辺に住所又は勤務先を有する20歳以上40歳未満の青年で次条の規定により承認された者をいう。
- (2) 特別会員 40歳に達した年の事業年度の満了する日に正会員であった者で、所定の手続きを経た者をいう。
- (3) 賛助会員 本会議所の目的に賛同する個人又は団体であって次条の規定により承認された者をいう。

2 正会員が事業年度中に40歳に達した場合は、当該事業年度の終了する日まで正会員としての資格を有する。

3 第1項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 本会議所の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、そ

の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 本会議所の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 正会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会議所の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

#### 第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。
- 3 総会は、通常総会及び臨時総会の2種類とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 正会員の除名
- (2) 理事長候補者の選出
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）、その付属明細書（以下、「計算書類等」という。）、財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 次に掲げる規程の制定、変更及び廃止
  1. 会員資格規程
  2. 役員報酬規程
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、通常総会として毎年度1月に1回開催するほか、12月に必要がある場合に開催する。

2 前項の毎年度1月に開催する通常総会をもって法人法上の定時社員総会とする。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続きを省略することができる。

2 総会を招集するには、次の事項を理事会の決議によって決定しなければならない。

(1) 総会の日時及び場所

(2) 総会の目的である事項があるときは、当該事項

(3) 前各号に掲げるもののほか、法令で定める事項

3 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

4 理事長は、前項の規定による請求があったときは、遅滞なくその日から6週間以内の日を開催日とする臨時総会を招集しなければならない。

5 総会を開催する場合には、総会の日時、場所及び目的である事項を記載した書面により、開催日の1週間前までに正会員に通知しなければならない。

6 理事長は、予め正会員の承諾を得たときは、当該正会員に対し、前項の書面による通知に代えて、電磁的方法により通知を発することができる。

7 理事長がやむを得ない事由により総会を招集できない場合は各理事が招集する。

(議長)

第15条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 正会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の

決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び議長が指名した正会員2名の議事録署名人が前項の議事録を確認し、記名押印する。

## 第5章 役員

(役員を設置)

第19条 本会議所に、次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上18名以内

(2) 直前理事長 1名

(3) 監事 1名以上3名以内

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、2名以上4名以内を副理事長、1名を専務理事とする。

4 第2項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、第3項の副理事長及び専務理事をもって法人法上の業務執行理事とする。

5 直前理事長は、前年度の理事長が就任し、理事長経験を生かし、所務について必要な助言及び補助をする。ただし、年齢制限を越えて直前理事長となる場合は特別会員として扱い、正会員としての資格を有しない。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 理事長及び副理事長、専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会議所を代表し、その業務を執行し、副理事長、専務理事は、理事会において別に定めるところにより、本会議所の業務を分担執行する。

3 理事長及び副理事長、専務理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会へ報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会議所の業

務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任された翌年の1月1日からその年の12月31日までとする。

2 監事の任期は、選任された翌年の1月1日からその翌々年の12月31日までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第25条 理事及び監事は、無報酬とする。

## 第6章 理事会

(構成)

第26条 本会議所に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会議所の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長の選任及び解職

(招集)

第28条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(理事会の議長)

第29条 理事会の議長は、理事長または理事長の指名した理事がこれにあたる。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(理事会への報告の省略)

第31条 理事、監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通

知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、法人法第91条第2項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、当該理事会に出席した理事長及び監事は、これに記名押印をしなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産)

第33条 本会議所の資産は、入会金、会費その他の収入をもって構成する。

2 本会議所の経費は、資産をもってこれにあたる。

(事業年度)

第34条 本会議所の事業年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第35条 本会議所の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第36条 本会議所の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、及び第6号の書類については、通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告書
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第37条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律（以下「認定法」という。）施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第3号の書類に記載するものとする。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第39条 本会議所は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第40条 本会議所が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により本会議所が消滅する場合（その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第41条 本会議所が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 本会議所の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、宮城県内において発行する官報に掲載する方法による。

平成26年1月1日 施行